

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年11月中旬に考査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 0 |
| 匿名 | 2 |
| 職員等 | 0 |
| 計 | 2 |

(2)通報方法別

| 通報者 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール | 2 |
| 郵便・FAX | 0 |
| 面談・電話 | 0 |
| 計 | 2 |

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

| 通報内容 | 処理状況 |
|--|---|
| ① ある団体の職員が、不適切に個人情報を取り扱っている。 | 所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。 |
| ② ある課の職員が、会議中に事業者の担当者に対して暴言とも言えるような発言を行っていた。 | 関係課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかったが、当該事業者の作業の遅れや内容の修正に対する指導を何度も行う中で、一時的に語気を強めた発言を行ったことが確認できたため、所属長から注意するとともに、調整が困難な場合は上司に相談することなどを指導したとの報告を得た。 |

通報内容を分類すると次のようになります。

| | | |
|--------------------------|---|---|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 1 | ② |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの | 1 | ① |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの | 1 | |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの) | 1 | ② |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) | 0 | |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) | 0 | |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0 | |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの | 0 | |
| (3)調査を継続中としたもの | 0 | |
| (4)不受理としたもの | 1 | ① |

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 考査課
担当: 石井、森
電話: 073-441-2136
内線: 2115、2116